

大和市教育局の職員の職の設置等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年3月27日

大和市教育局

委員長 青 蔭 文 雄

#### 大和市教育局規則第6号

大和市教育局の職員の職の設置等に関する規則の一部を改正する規則

大和市教育局の職員の職の設置等に関する規則（平成21年大和市教育局規則第3号）の一部を次のように改正する。

第1条中「昭和31年法律第162号。」を「昭和31年法律第162号」に、「第19条第2項」を「第18条第2項」に改める。

第4条を削り、第5条を第4条に、第6条を第5条とする。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第2条第1項の場合においては、この規則による改正後の大和市教育局の職員の職の設置等に関する規則第4条及び第5条の規定は適用せず、この規則による改正前の大和市教育局の職員の職の設置等に関する規則第4条から第6条までの規定は、なおその効力を有する。